

平成28年10月12日
地域医療課

医療救護所医療従事スタッフ登録制度の現状

1 申込者数

22名(10月5日現在)

参考：第一回専門部会時点の申込者数・・・4名

2 これまでの周知・啓発の取組み

区は、5月の制度開始以降、多くの登録者を募るため以下のとおり様々な方法により周知・啓発に努めてまいりました。

- (1) メディアによる周知(4月～5月)
区報、ホームページ、プレスリリースにより広報
新聞4紙が記事を掲載
- (2) 訪問看護ステーション連絡会における制度説明(5月中旬)
訪問看護師が集まる連絡会にて、制度の紹介および周知を依頼
- (3) 看護職員フェアにおける制度周知(6月下旬)
第一回看護職員フェアにて、来場の看護師・准看護師へ制度の紹介および勧誘を実施
- (4) 災害拠点病院へ制度周知を依頼(7月中旬)
順天堂練馬病院・練馬光が丘病院に対し、所属の看護師への制度周知を依頼
- (5) 練馬区医師会へ制度周知を依頼(8月上旬)
練馬区医師会を通じ、会員病院・診療所にチラシの配布を依頼(460部)
- (6) 区郵送物に制度チラシを同封(随時)
区から看護師・准看護師へ郵送物を送る際、チラシを同封し周知を実施

3 今後の周知・啓発(予定)

医療救護所の体制充実に向けては、まだ登録者が少ないのが現状です。より多くの登録者を募るため、区では今後も以下のような方法により制度の周知・啓発に努めてまいります。

- (1) 第二回看護職員フェアにおける制度周知(11月26日)
- (2) 都看護協会へ制度周知を依頼(11月頃)
- (3) 関係機関へ再度制度周知を依頼(29年4月頃)